

戸頭町会集会所運用規定

(目的)

第1条

戸頭町会は町会事業の推進、会員の福祉、会員相互の親睦及び地域社会の発展に寄与することを目的として集会所を設置する。

(名称及び設置)

第2条

本集会所は、取手市戸頭3丁目3番6号に設置する集会所を戸頭町会東集会所、取手市戸頭9丁目3番3号に設置する集会所を戸頭町会西集会所と称する。

(使用の申込み及び使用方法)

第3条

本集会所の使用は1回あたり4時間とし、使用時間帯は、次のとおりとする。

- (1) 8時から12時まで
- (2) 13時から17時まで
- (3) 18時から22時まで

2 同一グループ等による使用は、原則として1ヶ月2回までとする。

3 使用責任者(未成年者を除く)は、「戸頭町会集会所使用申請書」(以下「申請書」という)に所定の事項を記入し、会長に対して申請する。

会長は、必要に応じて申請の受付業務を他の役員又は事務所管理人に委任することができる。

- 4 使用の申込みは、原則として1ヶ月前からとする。ただし町会の運営に関する会議等は、この限りではない。
- 5 会長は、申請された「申請書」に支障がなければ遅滞なく「戸頭町会集会所使用許可書」（以下「許可書」という）を発行しなければならない。使用許可を受けた者は、「許可書」と引き換えに事務所管理人から鍵を借用し、集会所を使用するものとする。
- 6 使用後は使用個所を清掃し、使用後点検表に従って点検確認の上、鍵及び「許可書」を事務所管理人に返還しなければならない。
- 7 東西集会所の屋内は禁煙とする。喫煙は屋外の灰皿設置箇所に限る。これは来客者にも適用される。

（無料で使用できる集会）

第4条

戸頭町会の運営に関する各種会議及び行事。

- 2 市等公共機関が行う会議及び行事で会長が認めるもの
- 3 高齢者（65歳以上）によるサークル活動
- 4 子供会、青少年、スポーツ等の青少年育成団体が行う行事等
- 5 その他会長が認めたもの。

（使用料）

第5条

前条以外の目的で使用する場合は、原則として全て有料とし、使用料金は、使用許可と同時に支払わなくてはならない。

使用料金は、1回（4時間）1室当たり次の通りとする。

- (1) 和室 200円
- (2) 和室 300円
- (3) 洋室 500円

ただし、非会員を含む場合は、非会員1名につき100円を徴収する。

（使用及び使用料の特例）

第6条

会員が行う葬祭については、他の許可に優先して使用できるものとする。

使用時間は原則として2日間とし、使用料金は5000円とする。

2 非常災害の被害者の収容所又は救護所として使用する場合は、会長の承認を得た上で全ての使用許可に優先して使用することができる。

（備品の使用）

第7条

備品の使用は、使用備品名を記入し会長宛て申請する。又、使用後は、十分清掃し所定の位置に収めなければならない。

（破損等の実費弁償）

第8条

集会所の家屋、附帯物件、備品等を破損又は著しく汚損した場合は、ただちに会長に報告すると共に実費弁償しなければならない。

(規定の解釈)

第9条

本規定の解釈に疑義が生じたとき又は本規定以外の事項については、戸頭町会運営委員会において決定する。

第10条

集会所の運営にあたっては、災害に対処できる十分な保険を掛けるものとする。

付記

- 1 昭和58年1月1日施工の戸頭町会集会所運営規定は平成6年4月1日廃止
- 2 本規定は、平成6年4月1日から施工する
- 3 平成11年4月25日第5条ただし書き追加
- 4 平成22年4月18日第3条7項の追加
- 5 平成22年4月18日第5条(2)項金額に統一